

# 第 1 部 総 則

# 第 1 部 総則

## 第 1 章 計画の目的等

### 第 1 計画の目的

薩摩川内市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び水防法第 32 条（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、薩摩川内市防災会議が作成する計画であって、薩摩川内市、鹿児島県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 薩摩川内市
- 県 : 鹿児島県
- 災 対 法 : 災害対策基本法
- 原 災 法 : 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
- 救 助 法 : 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 指定行政機関 : 災対法第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関
- 指定地方行政機関 : 災対法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関
- 指定公共機関 : 災対法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関
- 指定地方公共機関 : 災対法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関
- 市地域防災計画 : 災対法第 42 条の規定に基づき薩摩川内市防災会議が作成する地域防災計画
- 県地域防災計画 : 災対法第 40 条の規定に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
- 防災業務計画 : 災対法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画
- 市 災 対 本 部 : 災対法第 23 条の規定に基づき設置する薩摩川内市災害対策本部
- 県 災 対 本 部 : 災対法第 23 条の規定に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
- 県 地 方 本 部 : 県地域防災計画の規定に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
- 本 部 長 : 薩摩川内市災害対策本部長
- 県 本 部 長 : 鹿児島県災害対策本部長
- 県 地 方 本 部 長 : 鹿児島県災害対策地方本部長
- 消 防 局 : 薩摩川内市消防局
- 消 防 団 : 薩摩川内市消防団
- 災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災対法 第 2 条第 1 号）

## 第2章 計画の方針、構成

### 第1 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

#### 薩摩川内市の防災基本構想

### 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

#### 1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

地域ぐるみによる高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する災害時の救助体制、避難所、避難場所の周知及び誘導、一般市民はもとより避難行動要支援者に対する防災体制の確立を推進する。

#### 2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

災害の発生を未然に防止し、又は災害による被害の拡大を防ぐため、関係機関と協力して各種法令に基づく各種防災対策を推進する。

安全・安心な暮らしを実現するため、防災意識向上や、安全対策を含む防災関連情報の周知、地域ぐるみの活動の推進、関係施設の整備、災害発生時に即応できる体制の強化などに努める。

#### 3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

市内の危険箇所の現状、地域住民のおかれた環境を周知し、過去の災害経験を伝承する。再度の災害に備え、蓄積された災害情報を活かし、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、危険箇所や避難情報を迅速に市民へ提供できる体制を目指す。

#### 4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり

自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、地震・津波対策や土砂災害・洪水対策など安全で災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

#### 5 市民みんなで考え、行動するまちづくり

市民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、市民における自助、共助による防災意識の高揚と自主防災組織の更なる強化を推進します。

## 第2 計画の留意事項

### 1 減災への取組み

災害対策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 2 複合災害への備え

市は、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

### 3 被災者のニーズを踏まえた復旧・復興の推進

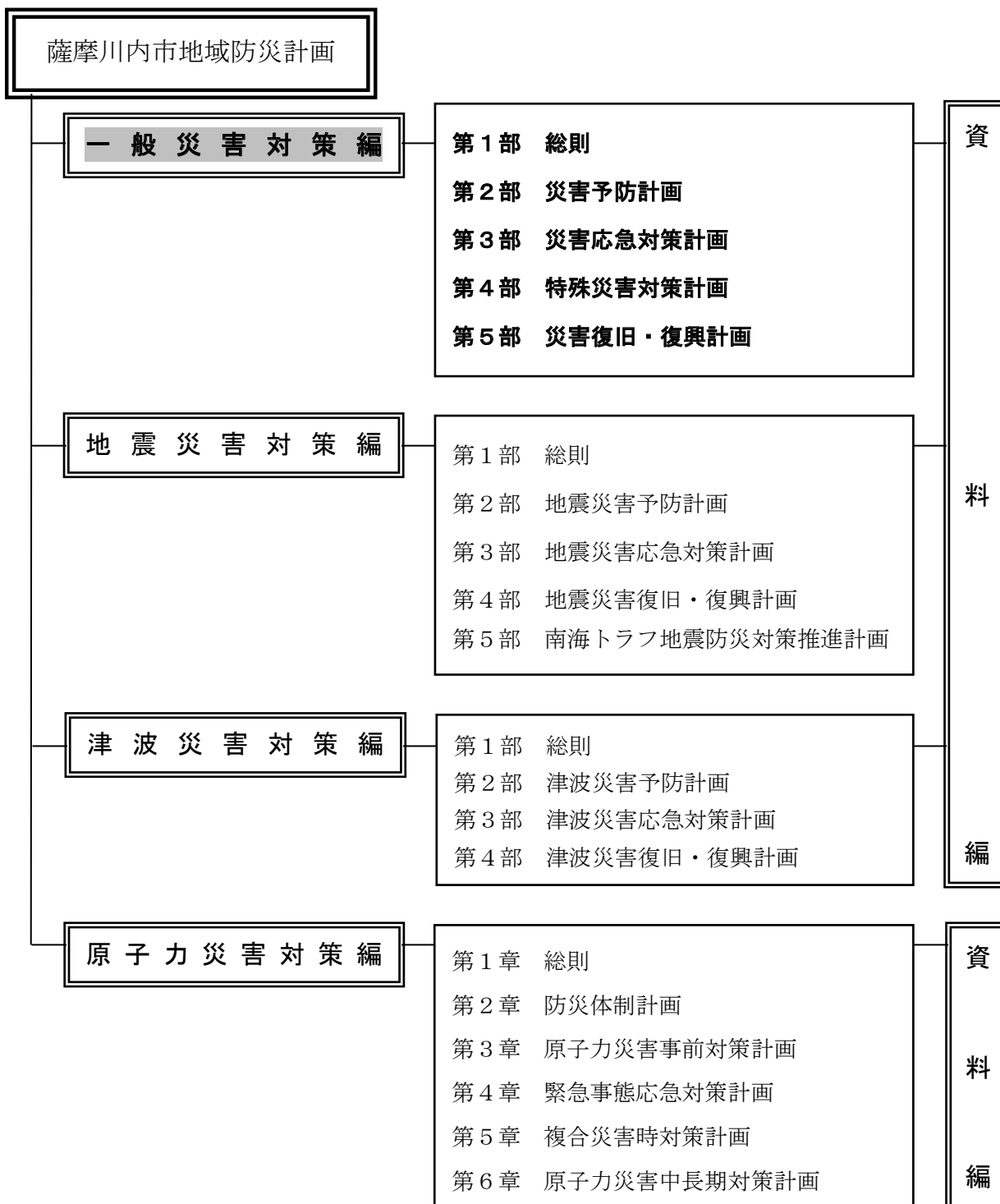
被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

【 総則 】

〈第1部 第2章 計画の方針、構成〉

第3 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地形、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。



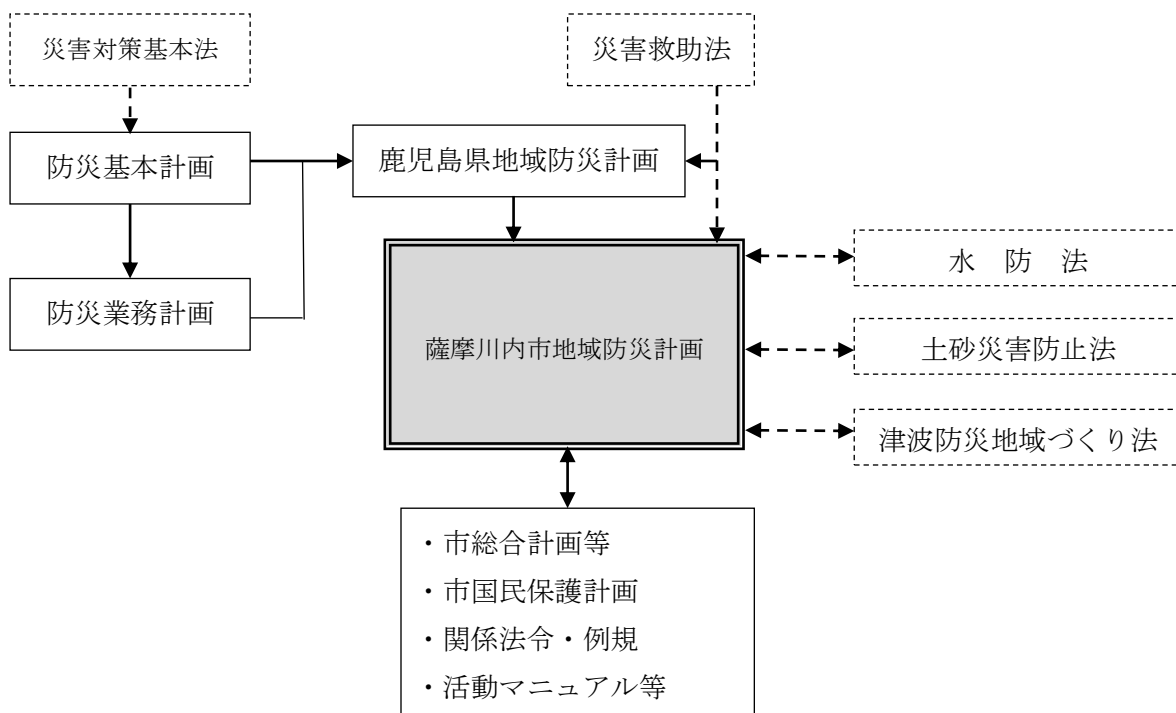
第4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第5 他計画との関係

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法との十分な調整を図るとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条の規定に基づく市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



本計画の構成における各編の概要

①一般災害対策編	
第1部 総則	一般災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他）及び特殊災害（林野火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物災害等）に関して、危険箇所の現況、想定される災害を明示し、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。
第2部 災害予防計画	防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための施設等の整備、事前措置を中心に計画を定める。
第3部 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達及び消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の措置等に係る計画を定める。
第4部 特殊災害対策計画	特殊災害に関する災害発生時における応急的措置についての計画を定める。
第5部 災害復旧・復興計画	災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等についての計画を定める。

【 総則 】

〈第1部 第2章 計画の方針、構成〉

<b>②地震災害対策編</b>	
第1部 総則	地震災害に関して、危険箇所、想定される震源等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 地震災害予防計画	地震災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 地震災害応急対策計画	地震災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 地震災害復旧・復興計画	地震災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震における関係者との連携確保、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助等に係る計画を定める。
<b>③津波災害対策編</b>	
第1部 総則	津波災害に関して、危険箇所、想定される津波規模等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 津波災害予防計画	津波災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 津波災害応急対策計画	津波災害発生時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 津波災害復旧・復興計画	津波災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
<b>④原子力災害対策編</b>	
第1章 総則	川内原子力発電所における原子力災害の防災対策に関して、防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定める。
第2章 防災体制計画	原災法の規定による対応として、九州電力からの警戒事態、施設敷地緊急事態の通報及び原子力緊急事態宣言発出時における市の対応基準、活動体制及び組織、所掌事務等を定める。
第3章 原子力災害事前対策計画	原災法及び災対法等に基づき実施する事前対策の基本方針を定め、日常における各種の活動体制の整備、事業者の責務、事業者防災業務計画に関する諸手続き、事業者からの報告の徴収及び立入検査、原子力防災専門官との連携、総合的な訓練等に係る計画を定める。
第4章 緊急事態応急対策計画	警戒事態、施設敷地緊急事態通報時や原子力緊急事態発生時等における応急対策を中心に記載し、情報の収集・緊急連絡体制、活動体制、安全確保の方針、防護対策及び被ばく管理、避難誘導、避難場所での生活、要配慮者等への配慮に関する計画を定める。
第5章 複合災害時対策計画	複合災害時における災害応急体制、情報の収集・緊急連絡体制、防護活動、緊急輸送活動体制、救急・救助、消火及び医療活動、市民への情報伝達活動について定める。
第6章 原子力災害中長期対策計画	原子力緊急事態解除宣言後の緊急時モニタリング調査、その結果の公表、市民への心身の健康相談体制の整備、風評被害等の影響を軽減する措置等に係る計画を定める。

## 第3章 防災関係機関の業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 薩摩川内市

市は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

- ア 市防災会議に係る事務に関する事。
- イ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- ウ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- エ 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- オ 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
- カ 被災した市管理施設の応急対策に関する事。
- キ 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
- ク 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- ケ 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。
- コ 被災施設の復旧に関する事。
- サ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
- シ 災害対策に係る広域応援協力に関する事。

### 第2 鹿児島県

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災業務又は業務を助け、これらを統合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

- ア 県防災会議に係る事務に関する事。
- イ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- ウ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- エ 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- オ 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
- カ 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
- キ 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。
- ク 災害対策要員の供給、斡旋に関する事。
- ケ 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- コ 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。
- サ 被災施設の復旧に関する事。
- シ 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋に関する事。
- ス 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。



【 総則 】

〈第1部 第3章 防災関係機関の業務の大綱〉

第3 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援指導・調整に関する事。
- イ 広域的な交通規制の指導・調整に関する事。
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
- エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- オ 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- カ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- キ 津波警報等の伝達に関する事。

(2) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関する事。
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。
- ウ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事。
- エ 災害時における電気通信の確保に関する事。
- オ 非常通信の統制、監理に関する事
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。

(3) 九州財務局（鹿児島財務事務所）

- ア 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事。
- イ 災害つなぎ資金の貸付けに関する事。
- ウ 災害復旧事業費の貸付けに関する事。
- エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事。
- オ 提供可能な国有財産の情報提供に関する事。
- カ その他防災に関し財務局の所掌すべき事。

(4) 鹿児島労働局（川内労働基準監督署）

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。
- イ その他防災に関し労働局の所掌すべき事。

(5) 九州農政局

- ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事。
- イ 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関する事。
- ウ 応急用食料の調達・供給対策に関する事。
- エ 主要食料の安定供給対策に関する事。
- オ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

	<p>(6) 九州森林管理局（北薩森林管理署）</p> <p>ア 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 こと。</p> <p>イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 こと。</p> <p>ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 こと。</p> <p>エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事 こと。</p>
	<p>(7) 九州経済産業局</p> <p>ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事 こと。</p> <p>イ 被災商工業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事 こと。</p> <p>ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事 こと。</p>
	<p>(8) 九州産業保安監督部</p> <p>ア 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関する事 こと。</p> <p>イ 各取扱業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事 こと。</p> <p>ウ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事 こと。</p>
	<p>(9) 九州地方整備局（鹿児島港湾・空港整備事務所、川内川河川事務所及び川内出張所、鶴田ダム管理所、鹿児島国道事務所鹿児島維持出張所、鹿児島国道事務所阿久根維持出張所）</p> <p>ア 港湾、海岸災害対策に関する事 こと。</p> <p>イ 高潮、津波災害等の予防に関する事 こと。</p> <p>ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事 こと。</p> <p>エ 直轄河川の水防に関する事 こと。</p> <p>オ 直轄国道の維持改修に関する事 こと。</p> <p>カ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施</p> <p>キ その他防災に関し整備局の所掌すべき事 こと。</p>
	<p>(10) 九州運輸局（鹿児島運輸支局）</p> <p>ア 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 こと。</p> <p>イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事 こと。</p> <p>ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行う こと。</p> <p>エ 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事 こと。</p> <p>オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事 こと。</p> <p>カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事 こと。</p> <p>キ その他防災に関し運輸局の所掌すべき事 こと。</p>
	<p>(11) 国土地理院九州地方測量部</p> <p>ア 地殻変動の監視に関する事 こと。</p> <p>イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 こと。</p> <p>ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事 こと。</p>

【 総則 】

〈第1部 第3章 防災関係機関の業務の大綱〉

<p>(12) 鹿児島地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li><li>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。</li><li>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備を行う事。</li><li>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。</li><li>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</li></ul>
<p>(13) 第十管区海上保安本部（串木野海上保安部）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。</li><li>イ 警報等の伝達に関する事。</li><li>ウ 情報の収集に関する事。</li><li>エ 海難救助等に関する事。</li><li>オ 排出油等の防除に関する事。</li><li>カ 海上交通安全の確保に関する事。</li><li>キ 治安の維持に関する事。</li><li>ク 危険物の保安措置に関する事。</li><li>ケ 緊急輸送に関する事。</li><li>コ 物資の無償貸付又は譲与に関する事。</li><li>サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。</li><li>シ 警戒区域の設定に関する事。</li><li>ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべき事。</li></ul>
<p>(14) 九州地方環境事務所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 災害廃棄物等の処理対策に関する事。</li><li>イ 環境監視体制に関する事。</li><li>ウ 飼育動物の保護等に関する事。</li></ul>
<p>(15) 九州防衛局</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整</li><li>イ 災害時における米軍部隊との連絡調整</li></ul>

<p><b>第4 自衛隊</b></p>	<p>(1) 陸上自衛隊第8師団第12普通科連隊・第8施設大隊、海上自衛隊佐世保地方総監部・第1航空群、航空自衛隊第5航空団防衛部</p> <p>ア 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。</p> <p>イ その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。</p>
<p><b>第5 指定公共機関及び指定地方公共機関</b></p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市及び県が処理すべき防災業務に関し積極的に協力する。</p> <p>(1) 九州旅客鉄道株式会社（川内駅）、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。</p> <p>ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）</p> <p>災害時における電気通信サービスの確保に関すること。</p> <p>(3) 日本郵便株式会社（川内郵便局）</p> <p>ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除</p> <p>(エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>(オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</p> <p>(カ) 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除</p> <p>(キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動</p> <p>(ク) 災害ボランティア口座</p> <p>ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p> <p>(4) 日本銀行（鹿児島支店）</p> <p>ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p>(ア) 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>(イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>(ウ) 通貨および金融の調節</p> <p>イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>(イ) 資金の貸付け</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p> <p>カ その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>

【 総則 】

〈第1部 第3章 防災関係機関の業務の大綱〉

指定公共機関及び指定地方公共機関	
(5)	<p>日本赤十字社（鹿児島県支部）</p> <p>ア 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）</p> <p>イ こころのケアに関すること。</p> <p>ウ 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>エ 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>オ 義援金品等の受付に関すること。</p> <p>カ 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</p> <p>キ 災害時の外国人の安否調査に関すること。</p>
(6)	<p>日本放送協会（NHK薩摩川内報道室）及び報道関係機関</p> <p>ア 気象予報・警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>イ 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
(7)	<p>自動車運送機関（日本通運株式会社川内支店、南国交通株式会社川内営業所、鹿児島交通株式会社川内営業所、公益社団法人鹿児島県トラック協会北薩地区研修センター等）</p> <p>災害時における貨物自動車による救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
(8)	<p>海上輸送機関（甬島商船株式会社）</p> <p>災害時における船舶による救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
(9)	<p>電力供給機関（九州電力送配電株式会社川内配電事業所）</p> <p>ア 電力施設の整備及び防災管理に関すること。</p> <p>イ 災害時における電気供給確保に関すること。</p> <p>ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>
(10)	<p>鹿児島県医師会（川内市医師会、薩摩郡医師会）</p> <p>災害時における医療救護、助産に関すること。</p>
(11)	<p>鹿児島県歯科医師会（薩摩川内市歯科医師会、薩摩郡歯科医師会）</p> <p>ア 災害時における歯科医療に関すること。</p> <p>イ 身元確認に関すること。</p>
(12)	<p>鹿児島県薬剤師会（鹿児島県薬剤師会川内市地区）</p> <p>災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。</p>
(13)	<p>鹿児島県看護協会</p> <p>災害看護に関すること。</p>
(14)	<p>鹿児島県建設業協会（鹿児島県建設業協会川内支部、同甬島支部、同宮之城支部）</p> <p>ア 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>イ 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。</p>

**第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者**

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

## (1) 土地改良区

ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。

イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

## (2) 済生会川内病院及び病院等経営者

ア 防災に係る施設の整備及び避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。

ウ 被災負傷者の収容保護に関すること。

エ 災害時における医療、助産等の救護に関すること。

オ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。

## (3) 要配慮者利用施設経営者

ア 介護保険関係法令等に基づく、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成及び防災設備等の整備及び避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。

## (4) 薩摩川内市社会福祉協議会

ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。

イ 福祉救援ボランティアに関すること。

## (5) 金融機関

被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。

## (6) 学校法人

ア 防災に係る施設の整備、防災教育の実施及び避難訓練等災害予防の対策に関すること。

イ 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。

ウ 災害時における応急教育の対策に関すること。

エ 被災施設の災害復旧に関すること。

## (7) 水道事業者

ア 水道施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時における水の確保に関すること。

ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

## (8) 漁業協同組合・内水面漁業協同組合

ア 漁船の遭難防止の対策に関すること。

イ 水難救助の応援に関すること。

ウ 救助用物資及び避難者の輸送協力に関すること。

## (9) 北さつま農業協同組合

災害時における応急食糧の確保等の協力に関すること。

【 総則 】

〈第1部 第3章 防災関係機関の業務の大綱〉

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	
(10)	鹿児島県酪農乳業株式会社 災害時における応急食糧の確保等の協力に関する事。
(11)	北薩森林組合 森林組合の所掌する災害対策・復旧の協力に関する事。
(12)	北薩農業共済組合川薩支所 災害時における応急食糧の確保等の協力に関する事。
(13)	商工会議所・商工会 災害時における物資供給等の協力に関する事。
(14)	肥薩おれんじ鉄道株式会社 鉄道施設等の防災、保全及び鉄道車両等による緊急輸送の協力に関する事。
(15)	南日本ガス株式会社 ガス施設の整備及び防災管理、ガス供給確保、応急対策及び災害復旧に関する事。
(16)	その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者 それぞれの職務に関する災害予防、応急対策及び災害復旧に関する事。

## 第7 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

### 1 市民の責務

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助けあって確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

### 2 事業所の責務

基 本 的 責 務
<p>事業所の管理者（事業者）は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>



## 第4章 市の地域特性及び災害特性

### 第1 薩摩川内市の地域特性

#### 1 概 要

##### (1) 地形

薩摩川内市は、鹿児島県の西北部に位置する本土地域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島地域に分れ、総面積 682.92 k㎡を有している。

市域は、東シナ海に面した海岸線、市街地部を流れる一級河川・川内川や藺牟田池をはじめとする緑豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甑島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有している。

##### ◆市の自然的防災上の特徴

- ①九州の三大長流の一つで、豊富な水量が流下する川内川の下流域を占める。
- ②紫尾・八重山山系に囲まれ、九州山地から段丘、平野部と変化に富んだ地形を形成
- ③絶壁、リアス式などの特異な地形を持つ甑島（高潮・海上交通の孤立化の懸念）
- ④水と緑と海洋の良好な自然（過去に洪水・高潮・地震など各種災害を経験）

本土地域は、九州の三大長流の一つである川内川の下流流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形を形成している。また、甑島地域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りし良港に恵まれるが、西海岸は絶壁地帯が多く、秋から冬にかけての季節風による強風・波浪が続く日が多い。

これらの多彩で美しい自然環境も、夏から秋にかけては豪雨や台風が襲来し、住家をはじめ農作物や海岸近くの諸施設に甚大な被害をもたらしている。

##### (2) 地質

本土地域の地質は、海岸河口域で安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。また、甑島では、上甑島の古第三期の砂岩・頁岩互層と下甑島の紫尾山系と同様な花崗岩類からなる地質に代表される。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の分布は、川内川の河口付近の市街地部でシラス土壌の分布割合は低く、東側に火山岩類安山岩とともに広く分布する。

※ シラス土壌は、火山灰で相当の軽石と少量の安山岩、水成岩の礫を含んでいるが、普通土壌の比重約2.6倍に比し、シラスは2.3倍程度で比較的に水に運ばれやすい土壌である。

## 2 薩摩川内市の気象概況【 資料編\*1 参照 】

気象は、一般に広大な地域にわたる現象であるので、鹿児島県全域の概況と本市の部分的事情を考慮して、県の防災計画及び本市の諸資料から分析した概況は次のとおりである。

鹿児島県は、日本列島の最南端に位置し、気象は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属している。本市は温帯に属し、海岸地帯と東側山間部とに多少の差がみられ、わずかに11月から3月頃までの間に霜と年に数日の雪をみる程度である。

気温は、年間平均17～18℃位である。降水量は年間平均約2,000ミリで、5～8月に集中する傾向がある。

また、市域は、川内川等の影響で濃霧が多く、年間およそ40日程度濃霧が発生し、特に11月～2月頃が多い。

## 3 薩摩川内市の災害（洪水害）の特性【 資料編\*2 参照 】

薩摩川内市は、昔から「水の都」といわれ、川内川が産業の発展に寄与した効果は非常に大きかったが、その反面、豪雨のたびごとに川内川をはじめ中小河川が氾濫し、多くの耕地や農作物等に甚大な被害を与えてきた。

台風の多くは、7～10月頃に大雨を伴い南西から北東への進路で襲来し、大きな被害をもたらしている。また、潮風により、農作物に塩害被害を与えている。

川内川の治水対策としては、昭和7年に川内川改修工事が開始され、昭和40年に洪水調節も兼ねた多目的用途の鶴田ダムが完成している。更に昭和44年にはたん水防除事業による永田排水機場の完成を皮切りに内水排除施設の設備が図られ、洪水による被害は著しく減少してきているが、本県災害の大半を占める台風の被害は、その襲来のたびに豪雨を伴い、未だ多くの被害をもたらしており、本市域の川内川の計画流量に対する堤防の現況等を含めた地域的、自然的状況を考慮するとき、一般災害としての洪水災害を防止する川内川を含めた河川の抜本的改修が望まれる。

\*1 ● 資料 1.4.1 薩摩川内市域における年間降水量

\*2 ● 資料 1.4.2 災害の記録

## 第 5 章 災害の想定

### 第 1 災害危険箇所

薩摩川内市における災害危険箇所は、洪水害、土砂災害等の危険箇所が指定されている。これらの危険性を十分配慮し災害の種類・規模を想定することが重要である。管内に指定される災害危険箇所は以下の種類が該当する。

#### 1 洪水害危険箇所

- (1) 災害危険河川
- (2) 重要水防箇所【 参考編\*1 参照 】
- (3) 危険ため池

#### 2 土砂災害危険箇所

- (1) 土石流危険渓流（県）

土石流危険渓流は、保全対象である人家戸数が 5 戸以上（公共施設を含む。）の渓流を渓流Ⅰ、人家戸数が 5 戸未満の渓流を渓流Ⅱ、人家戸数が 0 戸の渓流を渓流Ⅲに区分される。

- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所（県）

急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面、人工斜面に分かれ、高さ 5 m 以上の斜面勾配 30 度以上の斜面をいう。保全対象である人家戸数が 5 戸以上（公共施設を含む。）の斜面を斜面Ⅰ、人家戸数が 5 戸未満の斜面を斜面Ⅱ、人家戸数が 0 戸の斜面を斜面Ⅲに区分される。

また、丘陵地等を切り開いて開発された付近では住宅と山裾とが近接するため、急傾斜地崩壊危険箇所が増加する傾向にあり、斜面に隣接する宅地開発の抑制が課題となっている。

- (3) 地すべり危険箇所（県）
- (4) 山地災害危険地区（県）

山地災害危険箇所は、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に区分される。

- (5) 道路災害危険箇所

道路斜面等の道路防災総点検の点検調査に基づき、防災カルテで作成する点検対象は、①落石・崩壊、②岩石崩壊、③地すべり、④土石流、⑤盛土、⑥擁壁、⑦橋梁基礎の洗掘の項目である。

「対策が必要と判断される」と評価された箇所において、防災カルテを作成し災害発生の可能性のある要因を的確に把握することを目的に調査され、道路管理者が日常点検や対策工事の必要性や緊急性の判断に活用するために作成する。

\*1 参考 1.5.1-(1) 重要水防箇所評定基準

## 第 2 既往災害

### 1 洪水害

過去の災害事例は、集中豪雨や台風による河川の氾濫・溢水がほとんどである。過去の主な災害を資料編「災害の記録」に示す。

#### (1) 人的被害、家屋被害等の最多記録

・ 人的被害数	死者	8 人 (昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号)
	重軽傷	273 人 (昭和 44 年 6 月 29 日～集中豪雨)
・ 住家被害数	全壊	766 戸 (昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号)
	半壊	769 戸 (昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号)
	一部損壊	13, 136 戸 (昭和 40 年 8 月 5 日～台風 15 号)
	床上浸水	3, 153 戸 (昭和 44 年 6 月 29 日～集中豪雨)
	床下浸水	2, 606 戸 (昭和 47 年 6 月 17 日～集中豪雨)

## 第 3 災害の想定

### 1 風水害

薩摩川内市における風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多い。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

#### (1) 洪水害

過去の災害から、大雨時に氾濫・溢水や河川への被害を発生するおそれがある水防上重要な地点が存在する。これらの河川危険箇所、重要水防箇所等の河川や溜池における浸水、水があふれる等の大規模な洪水害を想定する。

また、既往風水害のうち、排水ポンプ施設の整備された昭和 62 年以降において、最大規模であった平成 18 年 (2007 年) 7 月 22 日～23 日にかけての大雨 (県北部豪雨災害) と同程度の豪雨に加え、平成 11 年 (1999 年) 9 月 24 日に襲来した台風第 18 号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらと同程度の災害を想定災害として位置づける。

#### (2) 土砂災害

##### ア 土石流災害及び崩壊土砂流出災害

市には、多数の土砂災害危険箇所が分布し、これら危険箇所における土石流危険溪流及び崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

##### イ 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊

斜面地に住宅等を建設した場合等は、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。地形条件で制約される上に、脆弱な花崗岩が母岩となり、シラス等の弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

##### ウ 地すべり災害

市内には地すべり危険箇所は一部把握されているが、地すべり活動は、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。この地すべり崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

(3) 火災

市には、木造住宅の密集地、消防水利施設が不足する地区、道路の狭小により消防自動車進入困難地域、通行途絶する危険性や孤立化するおそれがある地域等があるため、これらの地域における現有の消火能力で対応できない等の延焼が拡大する火災を想定する。

**想定される被害の総括表【薩摩川内市】**

想定項目\災害名 \年月日		県北部豪雨災害 (平成 18 年 7 月)		台 風 18 号 (平成 11 年 9 月)	
気象概況		・連続降雨量 770 mm		・最大瞬間風速・風向 51m/s ・連続降雨量 87 mm	
人的被害	死者数	1	名	-	名
	行方不明	-	名	-	名
	重傷	-	名	-	名
	軽傷	-	名	11	名
建物被害	全壊	9	戸	3	戸
	半壊	61	戸	6	戸
	一部破損	4	戸	2,922	戸
	床上浸水	18	戸	3	戸
	床下浸水	83	戸	10	戸